

建築耐震診断業務委託特記仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度 手良小学校給食調理場改修工事 耐震診断業務委託

(2) 計画施設概要

- ア 施設名称 : 手良小学校 給食調理場
- イ 敷地の場所 : 伊那市手良野口222番地
- ウ 施設用途 : 給食調理場 (小学校)

(3) 業務の内容

業務内容については「耐震診断・耐震補強に係る設計等の業務報酬基準」
(平成27年国交省告示第670号) 別添一第1項第1号イ表を準用する。

○既設手良小学校給食調理場の耐震診断業務

- (1) 既存建物の予備調査
- (2) 既存建物の実地調査
 - ※ 既存建物の劣化調査 (コンクリート圧縮強度試験等) (追加業務)
- (3) 耐震診断 (耐震性能評価等)
- (4) 耐震診断結果報告等
 - ※ 耐震補強検討・方針策定 (追加業務)

(4) 診断と条件

ア 敷地

- (ア) 対象敷地 : 約 5,854 m² (都市計画区域内、地目: 学校用地)
- (イ) 用途地域及び地区の指定
 - a 用途地域: 無指定地域
 - b 防火地域: 指定なし
 - c 景観関係: 景観計画区域 (田園地域)
 - d その他: 埋蔵文化財包蔵地 (一部: 地神原-縄文-チンハム遺跡)

イ 施設の条件

- (ア) 用途 : 給食調理場 (小学校)
- (イ) 延べ床面積 : 約 180m²
- (ウ) 主要構造 : 鉄骨造/平屋建て
- (エ) 建設年 : 昭和 54 年
- (オ) 経過年数 : 46 年

ウ 耐震安全性

- (ア) 国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(最新版)による。
- (イ) 構造体の耐震安全性確保 II 類
- (ウ) 建築非構造部材の耐震安全性確保 B 類
- (エ) 建築設備の耐震安全性確保 乙類 を目標とする。

オ その他条件

- (ア) 耐震診断業務は本仕様書等及び関係法令に基づき行うこと。
- (イ) 監督員、伊那市教育環境整備課及び小学校との打合せを密に行い、診断・検討すること。
- (ウ) 耐震診断に必要な基礎資料（既存図面等）は、可能な範囲で貸与する。
 - ・既存図面 PDF データ：有り
 - ・既存図面 CAD データ：無し
 - ・地盤調査報告書：有り
 - ・構造計算書：無し → 設計図書復元を行う。（追加業務）

2 業務仕様

(1) 業務範囲

既設手良小学校給食調理場棟の構造耐力上主要な部分に関する予備調査・実地調査を行い、耐震診断（耐震性能の判定）を行うとともに、耐震補強方針を策定する。

調査内容及び診断結果は報告書により、耐震補強方針の提案は設計図書等により提出する。

なお、診断の結果、耐震補強を必要しないと認めた時は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、業務範囲の見直し（契約変更含む）について協議をする。

また、診断の結果、構造耐震指標（Is 値）が0.3未満となる等により、耐震補強が著しく困難と認めた場合も同様に協議をする。

調査等について外部に再委託する時の委託先は、耐震診断に関する講習を受講した者とし、再委託契約を締結すると共に契約書の写しと当該受講証の写しを提出する。

(2) 予備調査・実地調査

診断に当たり、必要な調査・試験を実施する。

ア 予備調査

実地調査より前に、立地状況、構造・規模・形式等、建物の現状、改修・被災等履歴、重量物の増減等を、設計図書等及び聞き取りにより、予備調査を実施する。

イ 建築材料の石綿添加の有無の確認

実地調査より前に、実地調査を行う部分にある建築材料に石綿が添加されているかどうかについて、設計図書等により確認する。

確認出来ない場合は、石綿定性分析（事前調査・検体採取・分析・報告書作成）（外壁・内壁 2 箇所）を実施する。（特別経費）

ウ 実地調査

診断基準に基づき、現地で実地調査を実施し、次の事項等を調査する。

- (ア) 構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法
- (イ) 同上部分の接合の緊結の度合

- (ウ) 同上部分の劣化状況（錆等）
- (エ) 同上部分の材料強度
- (オ) 建物に作用する荷重数値の増減 など

エ 劣化調査

診断基準に基づき、現地で劣化調査を実施する。

- (ア) 構造耐力上主要な部分のコンクリート圧縮強度試験等（追加業務）

オ その他

- (ア) 気がついた点は、記録を取り必要な写真や図面等を添付しておくこと。
- (イ) 調査が不可能な場合は、その理由も含めて明記しておくこと。

(3) 耐震診断（耐震性能評価等）

耐震診断は、「公立学校建物の耐震診断実施要領」（最新版、文部科学省文教施設企画部長決定）に基づき、実施する。

○鉄骨造（体育館を除く）

1) 診断方法

ア「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および

耐震改修指針・同解説（2011年改定版）」

（建設省住宅局建築指導課監修、（一財）日本建築防災協会発行）により診断を実施する。

イ 診断にあたっては、原則として第2次診断法によることとする。

なお耐震性の判定の際の条件は次とする。

「構造耐震判定指標（Is 値）：0.7、保有水平耐力（q 値）：1.0」

ウ 各指標値の設定にあたっては、実地調査結果により、採用根拠を明示して設定すること。

エ 診断により補強が必要とされる場合は、補強方法を検討するとともに基本方針策定（工事費概算書の積算を含む）を行い、補強方法を提案する。

（追加業務）

なお補強方法は、監督員、教育環境整備課及び小学校と協議の上、建物使用上の制約や経費及び施工性も考慮して提案するものとする。

オ 上記の補強案にあたっては、補強後の構造耐震指標（Is 値）が0.7以上かつ保有水平耐力に係る指標（q値）が1.0以上となるように検討・提案する。但し過度に安全となるような提案は避けること。

(4) 結果報告書の作成

次のものを報告書として編冊（A4版、ファイリング程度、2部）のうえ、提出すること。

- (1) 構造調査診断表（耐震診断表）
- (2) 各種調査・試験測定の結果、写真、資料等
- (3) 躯体等の状況の資料及び写真
- (4) 計算書（計算方針、仮定、算定等）

- (5) その他診断業務の資料等（打合せ記録など）
- (6) 補強方法の提案書（基本方針、計画及び工事費概算書等）（追加業務）
- (7) 作成図面（現況構造関係図、耐震補強関係図面）（一部追加業務）

※ 図面及び各種資料の電子データは、指定形式にてCD にて提出すること。（指定形式については係員との協議による。）

- (8) 総合所見

※ 総合所見のまとめにあたっては、各項目の診断のほか、建物特性等の実地調査の結果を踏まえて総合的に考察すること。

- (9) 耐震診断チェックリスト（内容は監督員の指示による。）

3 業務委託期間

着手日から令和7年11月28日までとする。

（耐震診断検討報告は、令和7年10月17日までに監督員に報告する。）

4 業務報酬の算定方法

原則として「官庁施設の設計業務等積算基準」（最新版）、「官庁施設の設計業務等積算要領」（最新版）及び「耐震診断・耐震補強に係る設計等の業務報酬基準」（平成27年国交省告示第670号）を準用する。

5 その他

- (1) 業務（診断及び補強検討）の遂行にあたっては、監督員、教育環境整備課及び小学校と十分な調整を行うこと。なお、協議等の経過は記録すること。
- (2) 貸与する設計図等は、係員の請求があったとき及び業務完了時には返却すること。
- (3) 計算にコンピューターソフトを使用する時は、係員と協議すること。
- (4) 業務の内容及び結果については、受注者からは公表しないこと。
- (5) 現地での調査は、監督員、教育環境整備課及び小学校と協議の上、実施すること。
- (6) 調査・検査により躯体及び仕上げに損傷を与えるため、原則として原形復旧を行うこと。
- (7) 診断に当たっては、建築基準法及び建築物の耐震化の促進に関する法律等の関係法令に留意すること。
- (8) その他、疑義が生じたときは、監督員と協議すること。